

条例制定改廃調書
条例改正に伴う新旧対照表

令和7年

奈良市議会9月定例会

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市行政組織条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. 部の新設及び事務移管（第1条、第2条関係）</p> <p>環境都市推進部を新設し、環境保全に関すること並びにクリーンセンターの建設推進及び周辺のまちづくりに関することを環境都市推進部へ移管する。</p>
3 制定改廃の理由	<p>・行政需要に対応した効果的かつ効率的な行政運営を図るため、新設する部の分掌事務を定めるほか、所要の規定の整備を行うもの。</p>		
5 施行期日	令和7年10月1日	所管部課	総合政策部 人事課

奈良市行政組織条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(部等の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部等を設ける。</p> <p>危機管理監 総合政策部 総務部 市民部 福祉部 子ども未来部 健康医療部 環境部</p> <p>観光経済部 都市整備部 建設部</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部等の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>危機管理監 (1)・(2) 略</p> <p>総合政策部 (1)～(8) 略</p> <p>総務部 (1)～(11) 略</p> <p>市民部 (1)～(9) 略</p>	<p>(部等の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部等を設ける。</p> <p>危機管理監 総合政策部 総務部 市民部 福祉部 子ども未来部 健康医療部 環境部 <u>環境都市推進部</u></p> <p>観光経済部 都市整備部 建設部</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部等の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>危機管理監 (1)・(2) 略</p> <p>総合政策部 (1)～(8) 略</p> <p>総務部 (1)～(11) 略</p> <p>市民部 (1)～(9) 略</p>

現行	改正案
<p>福祉部 (1)～(3) 略</p> <p>子ども未来部 (1)・(2) 略</p> <p>健康医療部 (1)～(3) 略</p> <p>環境部 (1) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。 (2) 資源のリサイクルに関すること。 <u>(3) 環境保全に関すること。</u></p> <p>観光経済部 (1)～(7) 略</p> <p>都市整備部 (1)～(8) 略</p> <p>建設部 (1)～(4) 略</p>	<p>福祉部 (1)～(3) 略</p> <p>子ども未来部 (1)・(2) 略</p> <p>健康医療部 (1)～(3) 略</p> <p>環境部 (1) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。 (2) 資源のリサイクルに関すること。</p> <p><u>環境都市推進部</u> <u>(1) 環境保全に関すること。</u> <u>(2) クリーンセンターの建設推進及び周辺のまちづくりに関するこ</u> <u>と。</u></p> <p>観光経済部 (1)～(7) 略</p> <p>都市整備部 (1)～(8) 略</p> <p>建設部 (1)～(4) 略</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）第2条による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正 ・ 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号） 	4 制定改廃の概要	<p>1. 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について（第1条による改正）</p> <p>(1) 本人又はその配偶者が妊娠し、又は出産したこと等を申し出た職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対する仕事と育児との両立支援制度に係る意向確認等の措置を追加する。（第18条の2関係）</p> <p>(2) 会計年度任用職員についても、同措置を講じる規定を規則で設けられるよう所要の文言整理を行う。（第19条関係）</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕事と育児との両立支援の拡充を図るため、上記の法律の一部改正に伴い、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を講じるとともに、部分休業の取得パターンの拡大を行うため、所要の規定の整備を行うもの。 		<p>2. 奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（第2条による改正）</p> <p>部分休業の取得パターンとして、1日につき2時間を超えない範囲内という規定に加え、1年度につき80時間（10日相当の時間数）を超えない範囲内という規定を新設する。（第19条の2、第19条の3、第19条の4関係）</p>
5 施行期日	令和7年10月1日	所管部課	総合政策部 人事課

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
<p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第18条の2第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>（規則への委任）</p> <p>第18条 略</p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第18条の3第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>（規則への委任）</p> <p>第18条 略</p> <p><u>（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）</u></p> <p><u>第18条の2 任命権者は、奈良市職員の育児休業等に関する条例（平成4年奈良市条例第7号）第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>（1）申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p><u>（2）出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>（3）奈良市職員の育児休業等に関する条例第23条第1項の規定による申</u></p>

現行	改正案
<p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p>第18条の2 略</p> <p>(勤務環境の整備に関する措置)</p> <p>第18条の3 略</p> <p>(会計年度任用職員の勤務時間等)</p> <p>第19条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休日及び<u>休暇</u>については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して規則で定める。</p>	<p><u>出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>2 <u>任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p>(2) <u>育児期両立支援制度等の請求、申告又は申出に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>(3) <u>対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>3 <u>任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u></p> <p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p>第18条の3 略</p> <p>(勤務環境の整備に関する措置)</p> <p>第18条の4 略</p> <p>(会計年度任用職員の勤務時間等)</p> <p>第19条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休日及び<u>休暇等</u>については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して規則で定める。</p>

奈良市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)</p> <p>第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成6年奈良市条例第50号。以下「勤務時間等条例」という。）第4条第1項の規定の適用を受ける職員につき、次に掲げる勤務の形態（育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日（勤務時間等条例第5条_____に規定する勤務日をいう。）が引き続き市長が規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が市長が規則で定める時間を超えないものに限る。）とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(部分休業を請求することができない職員)</p> <p>第18条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数<u>及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して市長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)</p> <p>第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成6年奈良市条例第50号。以下「勤務時間等条例」という。）第4条第1項の規定の適用を受ける職員につき、次に掲げる勤務の形態（育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日（勤務時間等条例第5条第1項に規定する勤務日をいう。）が引き続き市長が規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が市長が規則で定める時間を超えないものに限る。）とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(部分休業を請求することができない職員)</p> <p>第18条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数_____を考慮して市長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職</u></p>

現行	改正案
<p>員等」という。)を除く_____。) <u>(部分休業の承認)</u></p>	<p>員」という。)を除く。次条において同じ。) <u>(第1号部分休業の承認)</u></p>
<p>第19条 <u>部分休業</u>（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、<u>正規の勤務時間</u>（勤務時間等条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p>	<p>第19条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業</u>（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</p>
<p>2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）、勤務時間等条例第15条の2第1項の規定による介護時間又は勤務時間等条例第15条の3第1項の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員_____を除く。）に対する<u>部分休業</u>_____の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p>	<p>2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）、勤務時間等条例第15条の2第1項の規定による介護時間又は勤務時間等条例第15条の3第1項の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）を除く。）に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p>
<p>3 非常勤職員に対する<u>部分休業</u>_____の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p>	<p>3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p> <p><u>(第2号部分休業の承認)</u></p>
	<p>第19条の2 <u>育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条</u></p>

現行	改正案
<p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第20条 職員が<u>部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第10条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p>第21条 第14条の規定は、部分休業について準用する。</p>	<p>第1項に規定する部分休業の承認は、1時間を単位として行うものとする。</p> <p><u>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u></p> <p>第19条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p><u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</u></p> <p>第19条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</p> <p>(1) 非常勤職員以外の職員 80時間</p> <p>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</p> <p><u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u></p> <p>第19条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第20条 職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第10条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p>第21条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年奈良市条例第26号） 	4 制定改廃の概要	<p>1. 左記の条例改正に伴い、次のとおり引用条文の整理を行う。（第2条関係）</p> <p>改正前 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第4条及び第5条</p> <p>改正後 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第4条及び第5条第1項</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の条例改正に伴い、奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成6年奈良市条例第50号）第5条に第2項が加えられたことから引用条文の整理を行うもの。 		
5 施行期日	公布の日	所管部課	総合政策部 人事課

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(職員団体のための職員の行為の制限の特例)</p> <p>第2条 職員は、<u>次の各号に掲げる</u>場合に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項第2号の休日等とは、奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号。以下「給与条例」という。）第10条に規定する祝日法による休日等（奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成6年奈良市条例第50号）第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、同条例第9条に規定する祝日法による休日が同条例第4条及び第5条<u> </u>の規定に基づく週休日に当たるときは、任命権者が定める日）及び給与条例第10条に規定する年末年始の休日等をいう。</p>	<p>(職員団体のための職員の行為の制限の特例)</p> <p>第2条 職員は、次に<u> </u>掲げる場合に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項第2号の休日等とは、奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号。以下「給与条例」という。）第10条に規定する祝日法による休日等（奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成6年奈良市条例第50号）第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、同条例第9条に規定する祝日法による休日が同条例第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日に当たるときは、任命権者が定める日）及び給与条例第10条に規定する年末年始の休日等をいう。</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第73号）第2条による一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の一部改正 ・奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年奈良市条例第26号） 	4 制定改廃の概要	<p>1. 月の途中での異動者の日割り計算における基礎日数について（第9条関係）</p> <p>月の途中において異動等があった場合、給料月額を計算する場合の基礎日数は、異動等があった月の期間の現日数からフレックスタイム制による勤務を割り振らない日を差し引くこととする。</p> <p>2. 時間外勤務手当について（第17条関係）</p> <p>(1) 週休日等に勤務を行い、別の週に振替を取得したことによって、フレックスタイム制により事前に申請された1週間の正規の勤務時間を超えて勤務した場合、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して当該手当を支払うこととする。</p> <p>(2) 正規の勤務時間を超えてした勤務に、フレックスタイム制による勤務を割り振らない日における勤務日を含むこととする。</p> <p>3. 管理職員特別勤務手当について（第22条の2関係）</p> <p>管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、フレックスタイム制による勤務を割り振らない日に勤務をした場合、当該手当を支給することとする。</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の条例改正によりフレックスタイム制が導入されたことに伴い、給与の支給に関する所要の規定の整備を行うもの。 		
5 施行期日	公布の日	所管部課	総合政策部 人事課

奈良市一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(給料支給の始期及び終期)</p> <p>第9条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、前条第1項に規定する期間の初日から支給するとき以外のとき、又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条_____の規定に基づく週休日の日数</p>	<p>(給料支給の始期及び終期)</p> <p>第9条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、前条第1項に規定する期間の初日から支給するとき以外のとき、又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日並びに勤務時間等条例第3条第3項及び勤務時間等条例第5条第2項</p>
<p>_____を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。</p>	<p>_____を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。</p>
<p>(時間外勤務手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、勤務時間等条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間等条例第3条第2項_____又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(市長が規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>3 略</p> <p>4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条_____の規定に基づく週休日</p>	<p>(時間外勤務手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、勤務時間等条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間等条例第3条第2項若しくは第3項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(市長が規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>3 略</p> <p>4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日又は勤務時間等条例第3条第3項及び勤務時間等条例</p>

現行	改正案
<p>_____における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p>	<p><u>第5条第2項</u>において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p>
<p>5・6 略 (休日勤務手当)</p>	<p>5・6 略 (休日勤務手当)</p>
<p>第18条 祝日法による休日等(勤務時間等条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、勤務時間等条例第9条に規定する祝日法による休日が勤務時間等条例第4条及び第5条_____の規定に基づく週休日に当たるときは、任命権者が定める日)及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして市長が規則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。 (管理職員特別勤務手当)</p>	<p>第18条 祝日法による休日等(勤務時間等条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、勤務時間等条例第9条に規定する祝日法による休日が勤務時間等条例第4条及び<u>第5条第1項</u>の規定に基づく週休日に当たるときは、任命権者が定める日)及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして市長が規則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。 (管理職員特別勤務手当)</p>
<p>第22条の2 前条第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条_____の規定に基づく週休日_____</p>	<p>第22条の2 前条第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び<u>第5条第1項</u>の規定に基づく週休日、<u>勤務時間等条例第3条第3項</u>及び勤務時間等条例第5条第2項において読み替えて準用する</p>
<p>_____、祝日法による休日又は年末年始の休日等(市長が規則で定める日を除く。次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤</p>	<p><u>同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日</u>、祝日法による休日又は年末年始の休日等(市長が規則で定める日を除く。次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤</p>

現行	改正案
務手当を支給する。 2・3 略	務手当を支給する。 2・3 略

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表（附則第2項による改正）

現行	改正案
<p>(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)</p> <p>第5条 給与条例第8条及び第9条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第4項中「勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条_____の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と_____</p> <p>_____読み替えるものとする。</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)</p> <p>第5条 給与条例第8条及び第9条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第4項中「勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日」とあるのは「当該_____フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と、「勤務時間等条例第3条第3項及び勤務時間等条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員の勤務時間を割り振らない日」と読み替えるものとする。</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（例）について（通知）（令和6年12月24日付総行給第99号総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長通知） ・ 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年奈良市条例第26号） 	4 制定改廃の概要	<p>1. 正規の職員以外の者を職員とみなして退職手当を支給する要件について（第2条関係）</p> <p>フレックスタイム制の単位期間内において勤務時間の総量を維持した上で、1日について7時間45分に満たない勤務時間を定め、かつ、その定めた勤務時間を勤務した日については、職員について定められている勤務時間以上勤務した日に含めることとする。</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の条例改正によりフレックスタイム制が導入されたことに伴い、正規の職員以外の者についてフレックスタイム制による勤務を可能とする場合には、退職手当の支給の要件に規定されている勤務時間について措置を講じる必要があることから、所要の規定の整備を行うもの。 		
5 施行期日	公布の日	所管部課	総合政策部 人事課

奈良市職員の退職手当に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則_____により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日_____を含む。）が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤務した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則（以下この項において「条例等」という。）により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日及び条例等により、1箇月を超えない範囲内で条例等の定める期間ごとの期間につき月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分以上の勤務時間を割り振るものとしたときの勤務時間を定められ、かつ、勤務した日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤務した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市消防団条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. 消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員から控除される消防団員の数を規定する。(第3条関係)</p> <p>第3条の2第2項の機能別団員であって、任用に当たって従事すべき消防事務の量又は困難性、団員間の衡平その他の事情に照らして退職報償金を支給することが適当でないもの 230人</p>
3 制定改廃の理由	<p>・消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額の算定に必要な規定について、控除すべき団員の数をより明確に定義するため。</p>		
5 施行期日	公布の日	所管部課	消防局 総務課

奈良市消防団条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(定員)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令第4条第3項の規定に基づき消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、第1項の団員の定数から当該定数のうち次の各号のいずれかに該当するものの合計数を控除した数</p> <hr/> <p>とする。</p> <p>(1) 任用期間が5年未満である団員に係るもの</p> <p>(2) 任用に当たって従事すべき消防事務の範囲が極めて限定されており、かつ、当該消防事務の量、困難性等、団員間の衡平その他の事情に照らして退職報償金を支給することが適当でない団員に係るもの</p>	<p>(定員)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令第4条第3項の規定に基づき消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、第1項の団員の定数から、次条第2項の機能別団員であって、任用に当たって従事すべき消防事務の量又は困難性、団員間の衡平その他の事情に照らして退職報償金を支給することが適当でないものの人数を控除した人数とする。</p> <p>4 前項の規定により控除する団員の人数は、230人とする。</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1. 第2条の表から済美幼稚園の項及び大安寺幼稚園の項を削る。(第2条関係)
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市幼保再編計画に基づき、本市の取組として次のとおり再編するため。 (1) 済美幼稚園を民間移管し、幼保連携型認定こども園へ移行する。 (2) 大安寺幼稚園を閉園する。 		
5 施行期日	令和8年4月1日	所管部課	子ども未来部 子ども政策課

奈良市立学校設置条例 新旧対照表

現行			改正案		
(名称及び位置) 第2条 小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。			(名称及び位置) 第2条 小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。		
種別	名称	位置	種別	名称	位置
略	略	略	略	略	略
幼稚園	奈良市立済美幼稚園	奈良市西木辻町28番地	幼稚園	奈良市立佐保幼稚園	略
	奈良市立佐保幼稚園	略		奈良市立富雄北幼稚園	略
	奈良市立大安寺幼稚園	奈良市大安寺一丁目7番1号			
	奈良市立富雄北幼稚園	略			
	奈良市立六条幼稚園	略			
	奈良市立伏見南幼稚園	略			

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1. 別表に規定する利用料金のうち、分べん料、入院特別室利用料及び駐車料金の額の引上げを行うほか、所要の規定の整備を行う。(別表第1、別表第2関係)
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・市立奈良病院の利用料金のうち、分べん料、入院特別室利用料及び駐車料金について、物価及び諸経費の高騰等の影響により、安全で質の高い医療サービスを提供する上で料金改定の必要が生じたため。 		
5 施行期日	令和7年12月1日	所管部課	健康医療部 医療政策課

奈良市病院事業の設置等に関する条例 新旧対照表

現行					改正案				
別表第1 (第11条関係)					別表第1 (第11条関係)				
種別		単位		金額	種別		単位		金額
略		略		略	略		略		略
分べん料	時間内	産児1人につき		90,000円	分べん料	時間内	産児1人につき		140,000円
	時間外	産児1人につき		100,000円		時間外	産児1人につき		170,000円
	深夜	産児1人につき		110,000円		深夜	産児1人につき		180,000円
	略	略		略		略	略		略
略		略		略	略		略		略
助産の場合	特室	1日につき	市内に住所を有する者	12,000円	助産の場合	特室 1	1日につき	市内に住所を有する者	20,000円
			上記以外の者	18,000円				上記以外の者	23,000円
	緩和ケア病床	1日につき	市内に住所を有する者	12,000円		特室 2	1日につき	市内に住所を有する者	20,000円
			上記以外の者	18,000円				上記以外の者	23,000円
	1床	1日につき	市内に住所を有する者	8,000円		1床	1日につき	市内に住所を有する者	12,000円

現行						改正案															
入院特別室利用料	室	上記以外の者	12,000円	入院特別室利用料	入院特別室利用料	室	上記以外の者	14,000円	入院特別室利用料	入院特別室利用料	室	上記以外の者	14,000円								
														2床室	1日につき	市内に住所を有する者	3,000円	2床室	1日につき	市内に住所を有する者	5,000円
																上記以外の者	4,500円			上記以外の者	6,000円
	特室	1日につき	市内に住所を有する者			13,200円	特室1	1日につき			市内に住所を有する者	22,000円									
			上記以外の者			19,800円					上記以外の者	25,300円									
	緩和ケア病床	1日につき	市内に住所を有する者			13,200円	特室2	1日につき			市内に住所を有する者	22,000円									
			上記以外の者			19,800円					上記以外の者	25,300円									
	1床室	1日につき	市内に住所を有する者			8,800円	1床室	1日につき			市内に住所を有する者	13,200円									
			上記以外の者			13,200円					上記以外の者	15,400円									
	2床室	1日につき	市内に住所を有する者			3,300円	2床室	1日につき			市内に住所を有する者	5,500円									
			上記以外の者			4,950円					上記以外の者	6,600円									
	その他の場合						その他の場合														

現行				改正案			
			の者				の者
略		略		略		略	
備考 略				備考 略			
別表第2（第11条、第12条関係）				別表第2（第11条、第12条関係）			
区分	駐車時間	金額（1台につき）		区分	駐車時間	金額（1台につき）	
患者、患者の送迎者及び手術立会者	5時間以内の場合	無料		外来患者	30分以内の場合	無料	
	5時間を超える場合	5時間を超える時間1時間までごとにつき 100円			30分を超え、5時間以内の場合	100円	
入院患者の付添者		1日	200円		入院患者の付添者	5時間を超える場合	100円に、5時間を超える時間1時間までごとにつき100円を加えた額
	1時間以内の場合	無料		1日		300円	
その他の利用者	1時間を超える場合	1時間を超える時間1時間までごとにつき 100円		その他の利用者	30分以内の場合	無料	
		1時間を超える時間30分までごとにつき 100円（その額が1,000円を超える場合にあっては、24時間までごとにつき1,000円）			30分を超える場合	30分を超え、24時間以内の場合	